

2014年7月25日

大阪府教育委員会
教育長 中原徹様

大阪府高等学校教職員組合
執行委員長 近藤美登志
行政職員部長 山口守治

重点要求書

教育条件の整備と教職員の勤務条件の維持向上のため、尽力されていることに敬意を表します。技能員・事務職員の勤務労働条件にかかわる下記の項目について要求しますので、誠意ある回答を求めます。

1. 【総合的な人事制度】について

- ① 学校事務職員・現業職員の職種について、人材育成と士気高揚を図る観点から「給与」等総合的な人事制度を確立すること。
- ② 現業職員について、昇任の基準等あり方議論を促進するとともに、技能労務職給料表3級の水準を他府県並みに引き上げること。

2. 【技能員（校務員）の職務】

- ① 技能員（校務員）の業務見直しに当たっては、業務に精通し校長の指揮監督下にある常勤職員が直接従事すべき業務、及び民間業務委託により新たに発生した業務に対応するため、今後も必要な措置を講ずること。また、転任の基準に関する事項について高教組と協議すること。
- ② 技能員が将来展望を持てるように必要な措置を講じ勤務労働条件の変更に関しては協議すること。
- ③ 行政職員への転任選考の基準について、引き続き協議すること。
- ④ 外部委託を行った事業について、技能員（校務員）の業務量の変化に十分配慮した仕組み作りを行うこと。

3. 【事務職員の職務】

- ① 「学校事務・業務の効率化」等、事務職員の業務内容の具体的見直しにあたって、勤務条件に変更が生じる場合にはその都度協議を行うこと。
- ② 高校授業料無償化にかかわる「所得制限」が4月から実施され、派遣職員が措置されているが、派遣の時間外や派遣されていない期間に事務作業が実際に存在するなど、事務職員が関与する業務は増加している。恒常化する業務繁忙への抜本的な対策を行い、事務職員の業務負担軽減策を講じること。

4. 【転任基準】

副主査への転任基準については、資格及び研修について高教組と十分に協議すること。

5. 【障がいのある職員に対する職場環境整備】

障がいのある職員の職務内容、勤務条件等が過重なものとならないよう配慮するとともに、職場環境の改善をすすめ、必要に応じて負担軽減措置を行うこと。

6. 【要件への配慮】

事務職員、技能員（校務員）が安心して働き続けられるよう、住居や保育、介護等、個別の要件について十分配慮を行うこと。

以上